

お持ちの財産は、いずれはご自身の手から離れ、相続人の方へ引き継がれます。遺産相続は、誰もが円満に行われることを願います。その一つの方法として遺言があります。遺言によって、ご自身の財産をご自身の考えで分けるとともに、家族への想いをのこすことができます。



遺言でできること

- **財産の処分**に関すること(お世話になった人に財産を相続させたいなど)
- **相続**に関すること(法定相続分と異なる割合の指定や遺言執行者の指定など)
- **身分**に関すること(認知や未成年後見人の指定など)

遺言はこのような方におすすめします

■ これからも円満でいてほしい家族へ、自分の気持ちを伝えることができます

- ◎財産・相続人・事業…それぞれを考慮したうえで遺産配分を決めたい。
- ◎子どもがいないので、妻に全財産を相続させたい。

■ 「法定相続人」以外の方にも財産を贈ることができます

- ◎今、お世話になっている方やかわいい孫に贈りたい。
- ◎教育・福祉・芸術など社会活動に役立ててほしい。



■ 「付言事項」*で自分の想いを家族等にのこすことができます

- ◎のこされた家族等へ感謝の気持ちを伝えたい。
- ◎遺産配分についての理由を明確にしておきたい。

*「付言事項」とは… 遺言書を補足するもので、法的な拘束力はないが、本人の気持ちを伝えることができるもの。

遺言の種類については

……次ページへ……▶

遺言は、遺言書という一定の書式をそなえることにより、はじめて有効となります。一般に多く使われる方式として「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類がありますが、相続時のトラブルを防ぎ、遺言の内容を確実に実現するためには公正証書遺言をおすすめします。

	公正証書遺言	自筆証書遺言	
		保管制度※2利用あり	保管制度※2利用なし
作成・保管時	原則、本人が公証役場に出向く (公証人の出張制度あり)	本人が法務局に持参して 保管(形式等を確認)	どこにも出向く必要なし
自書	自書は不要 (公証役場で遺言内容を口授、公証 人が作成)	全文を自書 *自書によらない財産目録 を添付可	全文を自書 *自書によらない財産目録 を添付可
保管場所	公証役場	法務局	遺言者等保管
証人	2人以上必要	不要	不要
手数料	必要	必要	不要
検認※1	不要	不要	必要

※1 検認とは、相続人に対し遺言の存在およびその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続きです。自筆証書遺言の執行をするためには、遺言書に検認済証明書がつづられ、割印が押されていることが必要です。

※2 保管制度とは、法務局で自筆証書遺言を保管する制度です。全国の法務局のうち、法務大臣の指定する法務局が遺言書保管所として遺言書の保管に関する事務を行います。(2020年7月10日施行)

公正証書遺言のイメージ

宅 不動産

(1)土地

所在 ○○市○○

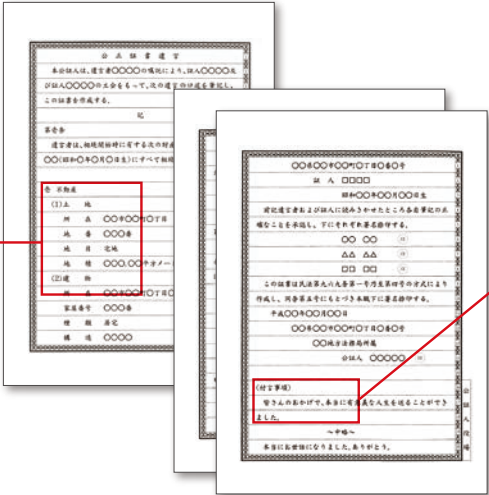
地番 ○○○番

地目 宅地

地積 ○○○.○○

(2)建物

所在 ○○市○○



(付言事項)

私は、長年にわたり苦楽を共にし、私に尽くしてくれた妻に感謝しています。苦勞を共にしながら育てた3人の子もそれぞれ家庭を築き安心してあります。私の願いは、家族全員の安泰です。私亡き後の妻の生活を考えた結果、このような内容となりました。……

付言事項には、家族や大切な人へのメッセージとしてご自身のお考えや感謝のお気持ちなどを記すことができます。

*本紙は2020年7月10日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

